

必要なサービスを必要な人に届けられるしくみを 誰にもやさしい申請手続きについて

行政からのサービスを受けるための申請手続きは、区民自身が必要なサービスを見つけて選択し、自ら手続きできることを前提に成り立っています。しかし、病気や障がい、言語の問題、受付時間内の手続きが難しいなどの理由から、申請できなかつたり、情報そのものにつながらることができない区民が多くいます。

高額介護サービス費の支給実績からわかったこと

手続きが難しく申請を躊躇しているという方より相談を受けて確認
2021・8 ~ 2022・2月 申請されていない件数が約1500万円が
約1500件ある 必要な人に届いていない



情報につながる、情報・通知の内容を理解する、手続きすることなどが難しく、必要な支援が届いていない区民は想像以上に多いと考えられます。

葛飾区の考え方を尋ねました

Q 高額介護サービス費について

長期間申請できていない人にその理由や状況を確認し、申請をサポートするなどの改善ができないか。

A わかりやすい説明や申請書の記入例などを添付し、対象者が申請しやすくなるよう工夫していく。

Q 葛飾区の申請手続きについて

申請者目線での改善を目指すことへの考えは。

A 申請書類の平易な説明書きや記載例添付、問合せへの丁寧な対応、押印の見直しなどにより、引き続き手続きにかかる手間の解消を図っていく。



単身世帯や外国籍世帯も増えており、将来的には個別に申請をサポートする人員が必要になるかもしれません。申請書類は外国籍の人にも日本人にもやさしい日本語で表記するなど、必要な人に必要な情報が届き、手続きしやすい方法を工夫することが求められます。必要な人に必要なサービスを届けられるよう、合理的配慮の考えのもと、更なる見直しや簡略化、区民目線での改善や見直しを要望していきます。

子どもの意見表明や権利擁護の取り組みを 子どもの権利とその保障について

現在子どもの7人にひとりが貧困状態にあり、いじめや虐待などによって、子どもたちのいのちや安全がおびやかされています。葛飾区でも過去に虐待により失われた命があり、虐待防止は重要な政策課題です。23区では世田谷区、江戸川区、中野区で子どもの権利を守るための条例が制定され、東京都でも「東京都こども基本条例」が成立し、条例の趣旨を実現する取り組みとして「東京都こども基本条例に関する理解促進事業」※が今年度予算化されました。

葛飾区の考え方を尋ねました

Q 東京都の事業を活用した、子どもの意見表明や権利擁護の取り組みについて

A 子どもの権利擁護について広く周知することは大変重要。都の事業の活用を含めて検討していく。

Q 葛飾区での条例の策定について

A 幅広い世代および関係団体への意見聴取、関係部署との十分な協議を重ね、制定するべきかどうか慎重に判断していく。



子どもたち自身や教員、子どもに関係する団体、多くの区民が子どもの権利を理解し、保障するために葛飾区での条例策定を求めています。

※東京都こども基本条例に関する理解促進事業：子どもの権利に関する広報その他啓発の促進、子ども意見表明や社会への参加促進のための環境整備など、体制の充実を支援するために2022年度から3年間実施。

「子どもの権利条約」とは

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。ひとりの人間としての人権、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の実現・確保のために必要となる具体的事項を規定している。1989年の国連総会で採択された。日本の批准は1994年。批准から28年を経た今国会において、条約に基づく「こども家庭庁設置法案」と「こども基本法案」がようやく成立した。

一般質問は、議員が区政全般に関して、行政側に現状や見通しを聞くことです。区民の皆さんの声や政策の中から検討を重ね今回は3項目について質問しました。

初めての一般質問に 登壇しました!!

葛飾区の考え方を尋ねました

Q 周知・啓発について

現状 「広報かつしか」やホームページへの掲載、区立施設での香りへの配慮に関するチラシの掲示が行われていますが、庁舎内で強い香りが漂っていたり、学校給食の白衣に付着した柔軟剤の臭いに苦しむ人がいるなど、対策は不十分だと感じます。

A 今後も関係各課と連携し周知に取り組んでいく。

Q 学校現場での取り組みについて

現状 保護者からの、子どもに健康被害が出ている、という訴えを受け、学校給食の白衣について共用ではなく個別に貸し出す対応を行なっている学校があります。区としての指導や取り組みはなく、学校ごとに対応している状況です。

A 子どもたちや保護者一人ひとりが香りについて周囲へ配慮することが求められる。学校現場と連携・協力し、周知・啓発に務める。

Q 担当部署の設置について

現状 区は香りについて相談があった場合、体調不良は保健所の健康相談、製品に関しては消費者センターの消費生活相談など、内容に応じて対応するとしています。

A 統一的な担当部署の設置については国の動向も参考にしていく。



健康被害に苦しむ人が相談できない状況にあるため、まずは香害の実態や困っている人の存在を知ってもらうところから理解を広げていかなければなりません。化学物質過敏症を発症してからでは普通の生活が困難になるので、特に子どもには化学物質をなるべく避ける対策が大切だと考えます。香害による健康被害が広がらないよう、周知・啓発が具体的に進むよう、今後も経過を見守りながら提案・要望を継続していきます。

子どもを香害から守ろう! 化学物質過敏症を引き起こす香害について

「香害」は香りの好みや体質の問題ではなく、香りつき製品に含まれる化学物質によって、頭痛やめまい、動悸、思考力低下、呼吸困難、喘息などの体調不良が起こる健康被害です。昨日まで平気だった人に突然症状が現れることもあり、特定の人だけの問題ではありません。香害から化学物質過敏症を発症すると、引き金となった物質以外にも反応するようになり、日常生活に多大な支障を来します。教育、就業の機会を奪われ、精神衛生上の問題や経済的困窮に陥る場合も少なくありません。特に化学物質の影響を受けやすい子どもを香害から守り、学びを保障するため、周知や対策をすすめていく必要があります。

香りの被害についての実態調査からわかること

全国アンケート調査（香害をなくす連絡会）

期間・回答数：2019年12月～2020年3月、9030人
原因：第1位 柔軟剤、第2位 香りつき合成洗剤
被害者の割合：高齢者に比べ若い世代で高い
被害を受けた場所：半数が「公共施設」をあげている
▶回答者の8割が被害を訴え、2割が休職や休校を経験。若い世代に香害が広がりつつあることが懸念される。

葛飾・墨田区民対象のアンケート調査（葛飾区の市民団体）

期間・回答数：2022年2～3月、151人
相談先：職場・病院・国の消費生活センターなどに相談した人は7%、自治体に相談した人はいない
▶半数が「体調が悪くなった」と回答、3人が休職・退職に至っているにも関わらず、「相談先がわからない」「症状があっても、避ける・我慢する・鎮痛剤を使うなど自分で対処する」など、個人の問題として我慢している。
▶回答者の7割が、香害の実態調査、香料成分表示の義務づけ、香り付き製品の販売中止、職場などでの香りの自粛などの対策を求めている



葛飾区の窓口には相談がありませんが、香害に苦しんでいる人がいないわけではなく、対策が必要なことがわかります。